

XI
25

11-4
26

教育指導者講習

昭和20年

相良
二

XI-25

決定 上野

文大教才314号

昭和26年5月11日

殿

文部省大学学術局長
稲田清助

昭和26年度教育指導者講習計画の照会

昭和26年度教育指導者講習の実施につきましては、さきに文大教314号により、貴学関係者と協議の上おおよそ別紙のような講習計画により実施いたしたく存じます。

貴大学において本講習を引受られますことは、運営上種々困難な事情もあらうかと思われまますが、まげて御引受下さるよう御願いたします。つきましては、別紙計画にもとづき具体案を作製する必要がありますので、関係者と御協議の上、下記事項につき5月21日までに御報告願います。

なお、講座内容等については5月28日、29日の両日に、又事務上の諸問題については別の機会にそれぞれ連絡協議会を中央において開催する予定でありますから、あらかじめお含みお願います

記

- 1 講習管理者：別紙様式により記入のこと。
- 2 講座主事：別紙様式により記入のこと。
- 3 講座編成（講座別）の概要及びその担当者

(1) 予想される研究時間数の割合

講座名（例へば教育長）		
区分	時間数	総研究時間数との割合
講義	約時間	%
ディスカッション		%
個人研究		%
見学		%

備考

(イ) 土曜日は自由研究日とし、日曜、祭日を除き、毎日午前9時より午後5時までの7時間を共同研究時間とする。従つて共同研究時間12週間の場合は総時間数408時間（62日）6週間の場合は298時間（29日間）となるから、この総時間数の範囲で割振を考慮し、なお個人研究時間も予定されたい。

(ロ) 研究時間の割振に当つては、単位授与の場合を勘案して立案願いたい。

(2) 予想される講義題目並びに講師名（講座別）

講 座 名			
講 義 題 目	講 師 名	現 職	学内学外の別

(9) 予想される講義時間数の割合 (講座別)

講 座 名		
講義時間数 (1)の講義時間数但しディスカッションに講師を必要とする場合はこれも含める。)	約 時間	
この中(1)講座主事の受持ちうる時間数	約 時間	上記総講義時間数との割合 %
(2)学内講師で "		%
(3)学外の特別講師に依頼する時間数		%
(4)米人講師に依頼する時間数		%
(5)学外の特別講師の予想数	約 人	

備 考

- (1) 原案としては、講座内容の充実を期するため、他の開設大学との講師の交流を十分に考慮されたい。
- (2) 米人講師の講義については、原則として、あらかじめ予定しないで、必要に応じ依頼していくことにしたいが、見透さ

れる依頼時間数として記入願いたい。

4 米人講師補佐(通訳)の物色状況

給与その他の事情で、交渉は困難であらうかと思はれますが既に予定されているものがありましたら下記により記入して下さい。

講 座 名	氏 名	年 令	現 職	備 考

なお、交渉中の場合は、次の項目別(交渉の対象別)に交渉状況を記入して下さい。

対 象	交 渉 の 状 況
大 学 職 員	
当該都道府県教育委員会の指導主事等	
高等学校の教員	
その他	

5 開設講座の担当大学学部

講座名	担当大学学部

6 予定されている講義室その他の施設の概況

予定している室名	現在大学において使用されている室の名称	備考
講義室(講座別)		
講師控室		
講習事務室		

上記備考欄には、壁ぬり、その他多少補修を要する場合には必要な修繕の程度をも記入して下さい。

7 予定され或は斡旋しようとする参加者の宿舎 (食費、宿舎費)

区分	宿舎名	通勤に要する時間	1ヶ月の生活費見込	共同生活の可否
大学関係の宿舎				
その他公の宿舎				
寺院下宿等の宿舎				
その他				

8 講習事務室

- (1) 予定されている室員の数
- (2) 室長：別紙様式により記入のこと

備考

(イ)講習事務室は、講義室、控室、当該大学本部等並びに外部との連絡に便利なところであることが望ましい。

(ロ)室長は、学内学外との交渉、直接経理をも担当することになるから、大学本部の事情に明るいもので、経理の経験をもつものであることが望ましい。

備考

- 1 京都大学並びに九州大学において開設予定の「中等学校管理」については、学生指導講習の関係で、京都大学の前期(9月から12月まで)の分を後期(1月から8月まで)に、九州大学の後期(1月から3月まで)の分を前期(9月から12月まで)にそれぞれ変更願えれば幸甚と存じます。

- 2 予算については、各開設大学とも本省会計課長より貴大学に支払委任する方針で目下予算の内容等につき関係方面と折渉中であります。貴大学において講習計画を立案するに当つて、先般(4月24日、25日)の懇話会に御了解願つた程度では、甚だ不十分で困惑されていること、思は

れますが、近く事務上の諸問題について連絡協議会を開催する
までには、具体案が出来上ると思はれますので、御了承願いま
す。

3 貴大学において、今後の準備のための日程がありましたら御
報告願います。

(様式)

講習管理名票

氏名	年齢
現住所	電話番号
勤務先	担当学科
最終修了学校及び専攻科目	
学位	
主な職歴	
その他特記すべき事項	

(様式)

講習事務室名票

氏名	年齢
現住所	電話番号
勤務先	
職名	担当学科
最終修了学校及び専攻科目	
主な職歴	
その他特記すべき事項	

(様式)

講座主事名票 (講座別に記入のこと)

担当講座名	
フリガナ氏名	年齢
現住所	電話番号
勤務先	
職名	担当学科
最終修了学校及び専攻科目	
学位	
主な職歴	
その他特記すべき事項	

昭和28年度教育指導者講習計画

1. 目的

日本の教育制度は1945年以来画期的な改編に着手せられ形の上ではすでに一段落の域に達したがその新しい制度の枠の中で行われる教育の内容改善についてはなお多くの問題が次々に発生してその解決のためには相当な援助が必要である。文部省は1948年以来CIE賛助のもとあるいは自らが主催者となり、あるいは大学と共催して教育委員会、大学その他の教育指導者養成を行つて来たのであるが、1952年度においてはこのよき仕事はその本来の機能からいつて大学が、自主的に遂行すべきものであるとの概念から進歩的分布をも考慮して全国各地域の代表的な大学に語り次のような講座を開設することになった。

A 教育委員会法の定めるところによれば1952年11月から全面的に教育委員会が設置せられることになっている

ので、それに必要な教育長及び指導主事の養成のための12週間の課程8回を設ける。

B 大学の管理者のための講座はすでに1949年度に設けられたが、小学校及び中学校の管理者は、従来等閑にされていたから今年度はこの方面の指導者のために3週間の課程4回を設ける。

C 1950年度は教員養成大学の教員を主とする教職課程の講座を開設して予想以上の効果を得たが従てはまた未開拓の教科教育法については、その専門分野の担当教員を援助する機会がなかつたので今年度はこの方面の指導者のために6週間の課程8回を設ける。

このように計画をとおして本年度の教育指導者講習の目的は

- (1) 1950年度のI F B Lについて教育職員の養成教育のために必要施設をもちあつた教職課程のうち教科教育法につき専門家を養成するため必要な教育内容上材料及び教育方法を十分に修得する機会を与えること。
- (2) 教育の管理及び指導にあつての行政的及び民主化と教育内容改善についての方法と知識を得る機会をもち且つ実証や観察によつてその技術の修得を助けて才1線の指導者を養成すること。

2 施設講座、会期、会場

施設講座名	前 期		後 期	
	会 期	会 場	会 期	会 場
教 育 長	9.17~12.7 12週	東京大学	1.7~3.29 12週	東京大学
	"	東北大学	"	広島大学
	"	九州大学	"	京都大学
小学校指導主事		<	1.7~3.29 12週	東京学芸大学
	9.17~12.7 12週	東北大学		
	"	広島大学	"	福岡学芸大学 九州大
中学校指導主事	9.17~12.7 12週	東京教育大学		
	"	九州大学	1.7~3.29 12週	京都大学
	"	東京学芸大学	"	広島大学
小学校管理	(1) 9.17~10.26 6週		(1) 1.7~2.15 6週	広島大学
	(2) 11.5~12.14		(2) 2.18~3.27	九州大学
	"	京都学芸大学	"	福岡学芸大学
中等学校管理	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.15 6週	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	九州大学※	(2) 2.18~3.29	
	"	東京教育大学	"	京都大学※
職業教育管理	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学		
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学		
数 学 科 教 育	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学		
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学		
理 科 教 育	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.15 6週	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) 2.18~3.29	東京教育大学
社 会 科 教 育	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.15 6週	
	(2) 11.5~12.14	一橋大学	(2) 2.18~3.29	
商 業 科 教 育	(1) 9.17~10.26 6週	東京大学		
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学		
農 業 科 教 育	(1) 9.17~10.26 6週	お茶の水女子大学		
	(2) 11.5~12.14			
家 庭 科 教 育	(1) 9.17~10.26 6週			
	(2) 11.5~12.14			
保健体育科教育	(1) 9.17~10.26 6週	東京教育大学		
	(2) 11.5~12.14			

※ 24.25日の打合せにおいては、九州大学が後期京都大学が前期に予定されていた。

昭和26年度教育指導者講習計画表

会場名	講座名	9月		10月		11月		12月		1月	2月	3月	参加者数	参加者計
		12週向(30)	6(30)	12(40)	6(30)	6(40)	6(40)	12週向(30)						
東京大学	教育長	12週向(30)		6(30)						12週向(30)			60	120
	養護教育	6(30)		12(40)									60	
東京教育大学	中等学校指導主任	12(40)											10	450
	中等学校管理	6(40)		6(40)						6(40)	6(40)		20	
	職業教育管理	6(30)		6(30)									60	
	教育学科教育			6(30)									30	
	理科教育			6(30)						6(30)	6(30)		10	
	社会科学教育			6(30)									60	
	農業科教育	6(30)		6(30)									60	
	保健体育科教育	6(30)		6(30)									60	
	小学校指導主任	12(40)											40	
	小学校管理	6(40)		6(40)									80	
京学芸大学	教育長	12(30)											30	150
	中等学校指導主任	12(40)											40	
京都学芸大学	中等学校管理	6(40)		6(40)						6(40)	6(40)		80	80
	小学校管理	12(30)											80	
东北大学	教育長	12(30)											30	70
	小学校指導主任	12(40)											40	
広島大学	教育長	12(30)											30	420
	小学校指導主任	12(40)											40	
	小学校管理	6(40)		6(40)						6(40)	6(40)		80	
	中等学校管理	6(40)		6(40)									80	
	教育学科教育	6(30)											30	
	理科教育	6(30)											60	
	社会科学教育	6(30)		6(30)									60	
	教育長	12(30)											30	
	中等学校指導主任	12(40)											40	
	小学校管理	6(40)		6(40)						6(40)	6(40)		80	
九州大学	中等学校指導主任	12(40)											40	150
	中等学校管理	6(40)		6(40)									80	
福岡学芸大学	小学校指導主任	12(40)											40	120
	小学校管理	6(40)		6(40)						6(40)	6(40)		80	
一橋大学	商業科教育	6(30)		6(30)									60	60
	家庭科教育	6(30)		6(30)									30	
計	家庭科教育	6(30)		6(30)									30	1800
													30	

8 運 営

この教育指導者講習は直接責任をもつた11大学即ち東北大学、東京大学、東京教育大学、一橋大学、東京学芸大学、お茶の水女子大学、京都大学、京都学芸大学、広島大学、九州大学、福岡学芸大学、において開設するが、米国政府は17名の専門家を顧問として派遣し、この計画に援助を与えらるべきである。

(1) 講習管理者

開設大学の講習全体の責任者（以下講習管理者とす）にはその大学の教育学部長（学芸大学及び一橋大学においては学長の任命した学部長又は教授）が当る。

講習管理者は他の大学で行う講習全体の運営調整に当り、各座担当者の連絡協議会を設ける場合は、その議長となる。

(2) 講 師

各講座には、講座主事、米人顧問各1名計3名があつてその運営に当る。（農業科教育、家庭科教育、保健体育科教育の三講座には常任の米人顧問^を、他の開設大学及びその他の大学等から特別講師を要請して開設する。

講座主事

その講座の運営の責任をもつ講義をも担当する。（常勤）

(3) 各講座の運営

各講座の運営の責任者は、講座主事であるが米人顧問、米人顧問補佐はこれを援助する。講座主事は民主的な手続を経て日程を組み、講師を選定しその他一切の企画とその講座実施について最終的の責任をもつ。

(4) 各大学講習事務室

開設の各大学には講習管理者の下に講習指導者講習事務室を設けてその事務を処理する。講習事務室には室長及びその講習の對學に應じた人数の室員を置き、室長を講習事務室の責任者とする。

(5) 文部省

文部省には開設大学の連絡調整等のために連絡室を置き、その事務を処理する。連絡室は文部省大学学術局教授員養成課に置き室長、事務員及び室員を置く、室長は教授員養成課長が兼任する。

9 参加者

この講習の目的に基きその者から選抜して採用する。

(1) 室長、指導主事の選

A) 室長に教育長の職にあるもの又は将来教育長とならうとするもの^で教育長講習を受けていない者

(B) 教育長講習終了後、東京大学における上級課程を修め

ようとするもの

B 現に指導主事の職にある者又は将来指導主事となろうとするもの

(2) 学校管理の部

現に小学校、中学校又は高等学校の校長の職にあるもの

(3) 教科教育の部

現に大学において教科教育法を担当し、又は担当させようとするもの

5 宿泊所

参加者の宿泊所はなるべく共同で宿泊の出来るような所を理想とするが得られない場合は下宿又はアパート等を予め選定し置くこと。

参加者選考方針

- 1 参加者は各地域、各専門分野において将来指導的役割を果し得る様な優秀な人物でなければならない。
- 2 参加者の適格性を判定するに当つては、その講座の種類に応じ、学歴、職歴、地位、年齢等を考慮すること。
- 3 参加者の決定は、下記の要領によつて推薦せられた者のうちから開設大学が決定する。

(イ) 教育長、指導主事の部

- (1)各都道府県別人数は、教育委員会設置予定数等を勘案して文部省において割当をする。
- (2)開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦した者の中から選考の上決定する。

備考

推薦すべき人数は割当人数の1.8倍程度とし、これに順位をつけること。

(ロ) 学校管理の部

- (1)各都道府県別人数は、学校数を勘案して、文部省において割当をする。
- (2)開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦した者の中から選考の上決定する。
- (3)職業教育管理については、開設大学が別に定める。

備考

推薦すべき人数は割当人数の1.8倍程度とし、これに順位をつけること。

(イ) 教科教育の部

- (1)数学科教育、理科教育及び社会科教育は全国を2地域に区分して選考する。
- (2)職業科教育、農業科教育、家庭科教育、保健体育科、教育及び養護教育は、全国的に選考する。
- (3)選考に当つては、教員養成の大学学部が推薦した者を優先させるようにつとめること。

- 4 3の(イ)及び(ロ)の推薦委員会は教育長を議長とし、教育委員会(都道府県の関係者を含む)及び教員養成を主とする大学学部から、それぞれ同数の委員を選定して構成しその人数は11名以下とする。

昭和26年度教育担当者講習実施要綱

1. 目 的

本年度の教育担当者講習の目的は

- (1) 研修は、すべて教育職員の養育教育のため、に徒ら開致せらるるなか
つた、取組課程のうち、教科教育法につき、専門家を養成するため、必要教育
者は、教育材料及び教育方法を十分に修得する機会をよとすること。
- (2) 教育の器運への指導にあたる人達に、教育の民主化と教育内容改善に
ついても、の方向に知識を得る機会をよとせ、且、実証や観察によつて、その攻
御の心得を助けて、訓練の指導者たるを養成すること。

と、所設時、座、会、場

別紙一覽表

3 参加者の資格

この講習の目的に基き、次の層から選抜して、採用する。

(1) 教育長、指導主任の部

A(1) 現に教育長の任にあるもの又は、将来教育長となるものとす
るものとす。教育長が、専ら受けて、いない者。

(2) 教育長が、専ら受けて、東京大学における、に、修め、よとす
るもの。

B 現に指導主任の任にある者又は、将来指導主任となるものとす

(2) 学校管理の部

現に小学校、中学校又は、高等学校の校長の任にあるもの

(3) 教科教育の部

現に大学において、教育担当者を担当し、又は、担当せよとすものとす

の

2. 開校講座、会期、会場一覽表

開校講座名	前 期		後 期		会 場
	会 期	会 場	会 期	会 場	
教 育 長	9.17~12.7 12週	東京大学	1.7~3.29 12週	東京大学	
	"	東北大学	"	広島大学	
	"	九州大学	"	京都大学	
小学校指導主事	"	東京学芸大学	1.7~3.29 12週	東北大学	
	9.17~12.7 12週	広島大学	"	福冈学芸大学	
	"	東京教育大学			
中学校指導主事	"	九州大学	1.7~3.29 12週	京都大学	
	9.17~10.26 6週 10.11.5~12.14 "	東京学芸大学	"	広島大学	
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "		(1) 1.7~2.15 6週 (2) 2.18~3.29 "	広島大学	
小学校管理	"	京都学芸大学	"	福岡学芸大学	
	"		"	東京教育大学	
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) " " " "	広島大学	"		
中等学校管理	"	九州大学	"	京都大学	
	"	東京教育大学	"	広島大学	
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) " " " "		(1) 1.7~2.15 6週 (2) 2.18~3.29 "	京都大学	
職業教育管理	"	東京教育大学	"	京都大学	
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "	広島大学			
教科教育	"	東京教育大学	"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "	東京教育大学	(1) 1.7~2.15 6週 (2) 2.18~3.29 "	東京教育大学	
理科教育	"		"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "		(1) " " " " (2) " " " "		
商業科教育	"	一橋大学	"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "				
養護教育	"	東京大学	"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "	東京教育大学			
職業科教育	"	和歌山大学	"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "				
家庭科教育	"		"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "	東京教育大学			
保健体育科教育	"		"		
	"		"		
	(1) 9.17~10.26 6週 (2) 11.5~12.14 "	東京教育大学			

文大教才314号

昭和26年5月16日

殿

文部省大学学術局長

稲田清助

昭和26年度教育指導者講習連絡協議会開催
について

昭和26年度教育指導者講習の実施につきましては、さきに貴学関係者の御参集を得て、4月24、25の両日にわたりその計画の大綱について協議し、その後5月11日附文大教314号をもつて貴学の講習計画について、照会いたしましたのでありますが、このたび下記により講座内容等について連絡協議いたしたいと存じますので、関係者を御派遣下さるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 昭和26年5月28日及び29日午前10時
より午後5時まで
- 2 会 場 5月28日 文部事務次官室

5月29日 文部省才一会議室

3 出 者 講習管理者 1名

(決定していない場合は、その予定者)

4 協議議題及び日程 (別紙)

備 考

- 1 派遣に要する経費(旅費)は予算配分が確定するまで御迷惑乍ら貴学において一時御立替下さるようお願いいたします
- 2 さきに照会の貴学の講習計画については期日までに到着しない場合を考慮して念のため「写」をお持参下さい。
なお貴学の講習計画について参考となる資料がある場合は(11大学分、他に2部計13部程度)併せて御持参願います。

協 議 日 程

5月28日(月)

- 10.00-10.10 あいさつ 文部事務次官
10.10-10.30 協議題並びに協議要領について
教職員養成課長
10.30-12.00 開設各大学の実施計画の説明
(1大学約15分)
1.00- 2.15 ”
2.15- 3.00 講座編成について
3.15- 4.30 ”

5月29日(火)

- 10.00-12.00 講座編成について
1.00- 2.00 ”
3.00- 3.50 講習管理者、講座主事、通訳等につ
いて
4.00- 4.30 諸施設について
4.30- 4.50 その他の問題について
閉 会

と
り

昭和26年度教育指導者講習計画

1. 目的

日本の教育制度は、1947年以來画期的な改編に着手せられ形の上ではすでに一段落の域に達した。その新しい制度の枠の中で行われる教育の内容改善についてはなお多くの問題が次々に発生してその解決のためには相当な援助が必要である。文部省は1946年以來C.I.E.賛助のもとにあるいは自らが主催者となり、あるいは大学と共催して教育委員会、大学その他の教育指導者養成を行って来たのであるが、1951年度においてはこのような仕事はその本来の職能からいって大学が自主的に遂行すべきものであるとの觀念から地域的分布をも考慮して、全国各地域の代表的な大学に諮ったところ、その担当者達は積極的にこの趣旨に同意され、協議の結果次のような講座の開設を決定した。

ア. 教育委員会法の定めるところによれば1952年11月から各府県において市及び郡単位に教育委員会が設定せられるので、それに必要な教育長及び指導主事の養成のための12週間の課程=回を設ける。

カ. 大学の管理者のための講座はすでに1949年度に設けられたが、小学校及び中等学校の管理者は従来等閑にされてい

ながら今年度はこの方面の指導者のために6週間の課程4回を設ける。

ク. 1950年度は教員養成大学の教員を主とする教職課程の講座を開設して予想以上の成果を収め、わが國ではまだ未開拓の教科教育法についてはその専門分野の担当教員を援助する機会がなかったのが今年度はこの方面の指導者のために6週間の課程=回を設ける。

このような計画をとおして本年度の教育指導者講習の目的は次のように約言することが出来るであらう。

1. 1950年度のI.F.E.L.について教育職員養成教育のために従来開設せられなかった教職課程のうち教科教育法につき専門家を養成するため必要な教育内容、教育材料及び教育方法を十分に修得する機会を与えること。
2. 教育の管理及び指導にあたる人達に教育の民主化と教育内容改善についての方法と知識を得る機会を与え、且つ実証や観察によってその技術の体得を助けて第一線の指導者を養成すること。

2. 開設講座會期會場

開設講座名	前期		後期	
	會期	會場	會期	會場
教育・長	9.17~12.7 6週	東京大学	1.7~3.27 12週	東京大学
	"	東北大学	"	広島大学
	"	九州大学	"	京都大学
小学校指導主事	9.17~12.7 12週	①東京学芸大学	1.7~3.27 12週	東京学芸大学
	"	東北大学	"	①東北大学
	"	広島大学	"	福岡大学 九州大
中等学校指導主事	9.17~12.7 12週	東京教育大学	1.7~3.27 12週	①東京教育大学
	"	①京都大学	"	京都大学
	"	九州大学	"	広島大学
小学校管理	(1) 9.17~10.26 6週	東京学芸大学	(1) 1.7~2.16 6週	①東京学芸大学
	(2) 11.5~12.14	"	(2) 2.18~3.27	"
	(1) "	①東北大学	(1) "	広島大学
	(2) "	"	(2) "	"
	(1) "	京都学芸大学	(1) "	九州大学 福岡学芸大学
	(2) 9.17~10.26 6週	①東京教育大学	(1) 1.7~2.16 6週	東京教育大学
中等学校管理	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) "	①京都大学
	(2) 11.5~12.14	京都大学	(2) "	九州大学
	(1) 9.17~10.26 6週	東京教育大学	(1) 1.7~2.16 6週	"
	(2) 11.5~12.14	"	(2) 2.18~3.27	"
	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) "	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) 2.18~3.27	東京教育大学
教科教育	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.16 6週	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) 2.18~3.27	東京教育大学
理科教育	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.16 6週	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) 2.18~3.27	東京教育大学
社会科教育	(1) 9.17~10.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.16 6週	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) 2.18~3.27	東京教育大学
商業科教育	(1) 9.17~10.26 6週	一橋大学	(1) 1.7~2.16 6週	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京大学	(2) 2.18~3.27	東京教育大学
養護教育	(1) 9.17~10.26 6週	東京教育大学	(1) "	"
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) "	"
家庭科教育	(1) 9.17~10.26 6週	和歌山大学	(1) "	"
	(2) 11.5~12.14	"	(2) "	"
保健体育科教育	(1) 9.17~10.26 6週	東京教育大学	(1) "	"
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	(2) "	"

昭和26年度教育指導者講習計再表

会場名	講座名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	参加者数	参加者計
東京大学	教育長	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	80	160
	養護教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
東京教育大学	中等学校指導主事	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	30	
	中等学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	110	
	職業教育管理	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	教育学科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	40	680
	理科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	社会科学教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	農業科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	保健体育科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	小学校指導主事	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	12 (40)	30	120
	小学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	160	
京都市立大学	教育長	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	40	
	中等学校指導主事	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	270
京都大学	中等学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	160	
	小学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	80
東北大学	教育長	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	40	
	小学校指導主事	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	200
広島大学	小学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	教育長	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	40	
	小学校指導主事	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	中等学校指導主事	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	小学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	中等学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	教育学科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	40	
	理科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	社会科学教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	
	教育長	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	12 (40) 30	40	
九州大学	小学校指導主事	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	中等学校指導主事	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	220
福岡大学	小学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
	中等学校管理	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	6 (40)	30	
一橋大学	商業科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	30	30
熊本女子大学	家庭科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	40	40
	家庭科教育	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	6 (40) 30	40	40
計		1560名	1200名	1000名	640名	360名	640名	360名	1840名	720名

3 運営

この教育指導者講習は直接責任をもつ十一大学即ち東北大学東京大学東京教育大学一橋大学東京学芸大学お茶の水女子大学京都大学京都学芸大学広島大学九州大学福岡学芸大学において開設するが米政府は(20名)の専門家を顧問として派遣し、この計画に援助を与えられる予定である。

(1) 講習管理者

開設大学の講習全体の責任者(以下講習管理者という)には、その大学の教育学部長(学芸大学及び一橋大学においては学長の任命した学部長又は教授)が当る。

講習管理者は、その大学で行う講習全体の運営調整に当り、講座担当者の連絡協議会を設ける場合は、その議長となる。

(2) 講師

各講座には、講座主事、米人顧問補佐一名計三名がある。その運営に当る。(農業科教育、家庭科教育、保健体育科教育の三講座には常任の米人顧問はいない)他に開設大学及びその他の大学等から特別講師を適宜に配置する。

講座主事

その講座の運営の責任をもち、講義をも担当する。

(3) 各講座の運営

各講座の運営の責任者は、講座主事であるが、米人顧問、米人顧問補佐はこれ

を援助する。講座主事は民手的な手続を経て日程を組み、講師を選定し、その他一切企画上の講座実施について最終的の責任をもち、

(4) 各大学講習事務室

開設の各大学には、講習管理者の下に教育指導者講習事務室を設けてその事務を処理する。講習事務室には室長及びその講習の規模に応じた人数の室員を置き、室長は講習事務処理の責任者とする。

(5) 文部省

文部省には開設大学間の連絡調整等のために連絡室を置き、その事務を処理する。連絡室は文部省大学・術局教職員養成課に置き、室長事務長及び室員を置く。室長は教職員養成課長が兼任する。

4 参加者

この講習の目的に基き、次の者が選抜して採用する。

(1) 教育長指導主事部

α(1) 現に教育長の職にある者又は将来教育長とほろうとするものの教育長講習を受けている者

β(1) 教育長講習終了者で東京大学における上級課程を修めようとするもの

γ(1) 現に指導主事の職にある者又は将来指導主事とほろうとするもの。

(2) 学校管理の部

現に小学校、中学校又は高等学校の校長の職にあるもの。

(3) 教科教育の部

現に大学に於いて教科教育法を担当し又は担当せしむるもの。

宿泊所

参加者の宿泊所はなるべく共同で宿泊の出来る場所を理想とするが、得ない場合は下宿又はアパート等を利用し置くこと。

参加者選考方針

1. 参加者は各地域、各専門分野において将来指導的役割を果し得る様な優秀な人物でなければならぬ。
2. 参加者の適格性を判定するに当っては、その講座の種類に応じ、学歴、職歴、地位、年齢等を考慮すること。
3. 参加者の決定は、下記の要領によって推薦せられた者のうちから開設大学が決定する。

(イ) 教育長、指導主事の部

1. 各都道府県別人数は、教育委員会設置予定数等を勘案して、文部省において割当をする。
2. 開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦した者の中から選考の上決定する。

備考

推薦すべき人数は割当人数の1.3倍程度とし、これに順位をつけること。

(ロ) 学校管理部

1. 各都道府県別人数は、学校数を勘案して、文部省において割当をする。
2. 開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦した者の中から選考の上決定する。

3. 職業教育管理については、開設大学が別に定める。

備考

推薦すべき人数は割当人数の1.3倍程度とし、これに順位をつけること。

(ハ) 教科教育の部

1. 数学科教育、理科教育及び社会科教育は、全国を二地域に区分して選考する。
 2. 職業科教育、農業科教育、家庭科教育、保健体育科教育及び養護教育は、全国的に選考する。
 3. 選考に当っては、教員養成の大学の部が推薦した者を優先させるようにつとめること。
4. この(イ)及び(ロ)の推薦委員会は教育長を議長とし、教育委員会(都道府県の関係者を含む)及び教員養成を主とする大学の部から、それぞれ同数の委員を選定して構成しその人数は十一人以下とする。

昭和26年度教育指導者講習計画

1. 目的

日本の教育制度は、1947年以來画期的な改編に着手せられ形の上ではすでに一致落の域に達したがその新しい制度の枠の中で行われる教育の内容改善についてはなお多くの問題が次々に発生してその解決のためには相当な援助が必要である。文部省は1948年以來C.I.E. 奨助のもとにあるいは自らが主催者となりあるいは大学と共催して、教育委員会大学その他の教育指導者養成を行つて来たのであるが1951年度においてはこのような仕事はその本来の職能からいって大学が自主的に遂行すべきものであるとの観念から地域的分野をも考慮して、全国各地の代表的な大学に諮つたところ、その当事者達は積極的にこの趣旨に同意し協議の結果次のような講座の開設を決定した。

A. 教育委員会法の定めるところによれば1952年11月から各府県において市及び郡単位に教育委員会が設立せられるので、これに必要な教育長及指導主事の養成のための6週間の課程=園を設ける。

B. 大学の管理者のための講座はすでに1947年度に設けられたが、小学校及び中等学校の管理者は従来等用にてこれとい

たから今年度はこの方面の指導者のために6週間の課程=園を設ける。

C. 1950年度は教員養成大学の教員を主とする教職課程の講座を開設し^{予選以上の成績を以て}わが国ではまだ未開拓の教科教育法についてはその専門分野の担当教員を援助する機会がなかつたので今年度はこの方面の指導者のために6週間の課程=園を設ける。

このような計画をとして本年度の教育指導者講習の目的は次のように約言することが出来るであろう。

1. 1950年度のI.F.E.L. について教育職員^{職階}の養成教育のために従来開設せられなかつた教職課程のうち教科教育法につき専門家を養成するため必要な^{教職}教育材料及び教育方法と充分に修得する機会を与えること。

2. 教育の管理及指導にあたる人達に教育の民主化と教育内容改善についての方法と知識を得る機会を与え且つ、実践や観察によつてその技術の俾得を助け、一線の指導者を養成すること。

2 開設講座會期會場

開設講座名	前 期		後 期	
	會 期	會 場	會 期	會 場
教 育 長	9.17~12.7 12週	東京大学	1.7~3.29 12週	東京大学
	"	東北大学	"	広島大学
小学校指導主事	"	九州大学	"	京都大学
	9.17~12.7 12週	東京学芸大学	1.7~3.29 12週	東北大学
中学校指導主事	"	広島大学	"	福岡学芸大学 九州大学
	9.17~12.7 12週	東京教育大学	1.7~3.29 12週	京都大学
小学校管理	(1) 9.17~12.26 6週	九州大学	"	広島大学
	(2) 11.5~12.14	東京学芸大学	(1) 1.7~2.16 6週 (2) 2.18~3.29	広島大学
中学校管理	(1) " " " " " "	京都学芸大学	(1) " " " " " "	九州大学 福岡学芸大学
	(2) 9.17~12.26 6週 (1) 11.5~12.14	広島大学	(1) 1.7~2.16 6週 (2) 2.18~3.29	東京教育大学
職業教育管理	(1) " " " " " "	京都大学	(1) " " " " " "	九州大学
	(2) 9.17~12.26 6週 (1) 11.5~12.14	東京教育大学	"	"
数学科教育	(1) 9.17~12.26 6週	広島大学	"	"
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	"	"
理科教育	(1) 9.17~12.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.16 6週 (2) 2.18~3.29	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	"	"
社会科学教育	(1) 9.17~12.26 6週	広島大学	(1) 1.7~2.16 6週 (2) 2.18~3.29	東京教育大学
	(2) 11.5~12.14	広島大学	"	"
商業科教育	(1) 9.17~12.26 6週	一橋大学	"	"
	(2) 11.5~12.14	東京大学	"	"
養護科教育	(1) 9.17~12.26 6週	東京大学	"	"
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	"	"
家庭科教育	(1) 9.17~12.26 6週	打茶・永中校	"	"
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	"	"
保健体育科教育	(1) 9.17~12.26 6週	東京教育大学	"	"
	(2) 11.5~12.14	東京教育大学	"	"

6.902 竹竿台社

只 905

8.9-12

605 明治女子大学

10.9.12 水

11.12.13

12.14.15

12.16.17

12.18.19

12.20.21

12.22.23

12.24.25

午前中

本校研修

午後

(4楼小3教室)

4楼小3教室

4楼小3教室

678

昭和26年度教育指導者講習計画表

会場名	講座名	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	参加者数	参加者計
		6(30)	12(40)	6(30)		6(40)	12(30)			
東京大学	教育長		12(30)						60	120
	晨鏡教育	6(30)	6(30)						60	
東京教育大学	中等学校指導主事		12(40)						40	450
	中等学校管理					6(40)	6(40)		80	
	職業教育管理	6(30)		6(30)					60	
	教育学科教育			6(30)					30	
	理科教育					6(30)			60	
	社会科学教育					6(30)			60	
	農業科教育	6(30)		6(30)					60	
	保健体育科教育	6(30)		6(30)					60	
	小学校指導主事		12(40)						40	
	小学校管理	6(40)		6(40)					80	
京都大学	教育長						12(30)		30	150
	中等学校指導主事						12(40)		40	
京都学芸大学	中等学校管理	6(40)		6(40)					80	80
	小学校管理	6(40)		6(40)					80	
東北大学	教育長		12(30)						30	70
	小学校指導主事						12(40)		40	
云島大学	教育長						12(30)		30	420
	小学校指導主事		12(40)						40	
	中等学校指導主事						12(40)		40	
	小学校管理					6(40)	6(40)		80	
	中等学校管理	6(40)		6(40)					80	
	数学科教育	6(30)							30	
	理科教育	6(30)		6(30)					60	
	社会科学教育	6(30)		6(30)					60	
	教育長		12(30)						30	
	小学校指導主事						12(40)		40	
九州大学	中等学校指導主事						12(40)		40	270
	中等学校指導主事								40	
福岡学芸大学	小学校管理					6(40)	6(40)		80	80
	中等学校管理					6(30)	6(30)		80	
一橋大学	商業科教育	6(30)		6(30)					60	60
馬林大学	家庭科教育	6(30)							30	
	家庭科教育			6(30)					30	30
計										

3. 運営

この教育指導者講習は直接責任をもつた十一大学即ち東北大学、東京大学、東京教育大学、一橋大学、東京学芸大学、千葉女子大学、京都大学、京都学芸大学、広島大学、九州大学、福岡学芸大学において開設するが、米内政府は、17名の専門家も顧問として派遣し、この計画に、援助を与えたいと予定である。

(1) 講習管理者

開設大学の講習全体の責任者(以下講習管理者という)には、その大学の教育学部長(学芸大学及び一橋大学においては学長の任命した学部長又は教授)が当る。

講習管理者はその大学で行う講習全体の運営調整に当り、講座担当者連絡協議会を設ける場合はその議長となる。

(2) 講師

各講座には、講座主宰、米人顧問、米人顧問補佐各一名計三名があつて、その運営に当る。(農業科教育、家庭科教育、保健体育科教育の三講座には、兼任の米人顧問はいない。)

他に開設大学及びその他の大学等から特別講師を要請して配置する。

講座主宰

その講座の運営の責任をもち、講義をも担当する。

(3) 各講座の運営

各講座の運営の責任者は、講座主宰であるが、米人顧問、米人顧問補佐は、これを援助する。講座主宰は、民主的な手続を経て日程を組み、講師を選定し、その他一切の企画とその講座実施について最終的の責任をもち、

(4) 各大学講習事務室

開設の各大学には、講習管理者の下に教育指導者講習事務室を設けてその事務を処理する。講習事務室には、室長及びその講習の規模に応じた人数の室員を置き、室長を講習事務処理の責任者とする。

(5) 文部省

文部省には、開設大学間の連絡調整等のために連絡室をおき、その事務を処理する。連絡室は、文部省大学々術局教職員養成課に置き、室長、事務長及び室員を置く。室長は教職員養成課長が兼任する。

4. 参加者

この講習の目的に基き、次の者から選抜して採用する。

(1) 教育長、指導主事の部

2. 現に教育長の職にあるもの又は将来教育長となろうとするもので教育長講習を受けていない者

3. 現に指導主事の職にあるもの又は将来指導主事となろうとするもの

(2) 教育長講習終了者で、東京大学における上級課程を修めようとする者の

4. 現に指導主事の職にある者又は将来指導主事となろうとするもの。

② 学校管理の部

現に小学校中学校又は高等学校の^{校長の}職にあるもの。

③ 教科教育の部

現に大学において教科教育を担当し、又は担当させようとするもの

⑤ 宿泊所

参加者の宿泊所はなるべく共同で宿泊の出来よる所を理想とするが得られない場合は下宿又はアパート等と予め送付し置くこと

参加者選考方針

1. 参加者は各地域、各専門分野において将来指導的役割を果し得るような優秀な人物でなければならない。

※
2. 参加者の決定は、下記の要領によつて推薦せられた者のうちから開設大学が決定する。

(イ) 教育長、指導主事の部

1. 各都道府県別人数は、教育委員会設置予定数等を勘案して文部省において割当をする。

2. 開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦した者の中から選考の上決定する。

備考

推薦すべき人数は割当人数の1.5倍程度とし、これに順位をつけること。

(ロ) 学校管理の部

1. 各都道府県別人数は、学校数を勘案して、文部省において割当をする。

2. 開設大学においては、各都道府県の推薦委員会が推薦した者の中から選考の上決定する。

3. 職業教育管理については、開設大学が別に定める。

備考

推薦すべき人数は、割当人数の1.5倍程度とし、これに順位をつけること。

(ハ) 教科教育の部

1. 数学科教育、理科教育、及び社会科教育は、全国と二地域に区分して選考する。

2. 商業科教育、農業科教育、家庭科教育、保健体育科教育及び養護教育は、全国的に選考する。

3. 選考に当つては、教員養成の大学各部が推薦した者を優先させるようにつとめること。

3. その(イ)及び(ロ)の推薦委員会は、教育長を議長とし、教育委員会(都道府県の関係者を含む)及び教員養成を主とする大学各部から、それぞれ同数の委員を選定して構成し、その人数は十一人以下とする。

※

2. 参加者の適格性を判定するに当つては、その講座の種類に応じ、学歴、職歴、地位、年齢等を考慮すること。

XI-25